

対象業務範囲	業務名	バージョン
	戸籍	V2.7
【凡例】 ○:対象 ×:対象外		
機能	データ移行対象	備考
(1) 戸籍記載	○	—
① 届出書(外国人の届出を含む)の受付による届出情報の入力を行う(情報の入力:氏名、住所、性別、続柄、生年月日、本籍、届出人等)。	—	・移行対象データなし。
② 届出の情報を保管する(受付帳)。	—	—
③ 届出の情報に引き続き、個人情報を入力を行う(父母氏名、続柄、養父母氏名、養父母との続柄)。	—	—
④ 身分事項の移記を行う(出生、養子縁組、婚姻、親権、後見、国籍選択、配偶者の国籍喪失、名の変更、未成年被後見等)。	—	—
⑤ 届出書の例外的な入力を行う。	—	・移行対象データなし。
⑥ 未完状態の情報入力、誤りの訂正(戸籍訂正という)、文字の更正等の入力を行う。	—	・移行対象データなし。
⑦ 高齢者削除(100歳以上で住所不明者に対する処置)の処理を行う。	—	・移行対象データなし。
⑧ 後見の登記がされた場合に登記官から通知を受け、禁治産・準禁治産に関する事項を削除するため新戸籍を再製する処理を行う。	—	・移行対象データなし。
⑨ 虚偽の届出等の滅失のおそれがある時の申出による再製処理を行う。	—	・移行対象データなし。
⑩ 届出、審査、訂正分の決裁を行う(決裁の情報をもって戸籍証明の出力が可能とする)。	—	・移行対象データなし。
⑪ 住民基本台帳との連携を行う。	—	・移行対象データなし。
(2) 発行	×	—
① 全部事項証明、平成改製原戸籍証明、附票全部証明、平成改製原附票証明の発行を行う。	—	・移行対象データなし。
② 個人事項証明、一部事項証明、附票一部証明の交付の発行を行う。	—	・移行対象データなし。
③ 除籍謄本、抄本、身分証明、要件具備証明の交付の発行を行う。	—	・移行対象データなし。
④ 届出の情報(受付帳)より、届出預り証明、受理・不受理証明の発行を行う。	—	・移行対象データなし。
(3) 埋火葬許可	×	—
① 死亡届出書の受付による届出情報の入力を行う(情報の入力:死亡日、死亡日時、届出人等)。	—	・移行対象データなし。
② 死体埋火葬許可証の出力を行う。	—	・移行対象データなし。
③ 死亡届出の情報を保管する。	—	・移行対象データなし。
(4) 附票	○	—
① 現住所が他市区町村に存在する附票の管理を行う(公職選挙法第30条通知含む)。	—	—
② 他市区町村(住民基本台帳法第19条1項及び19条3項)通知により、附票の変更記載及び新附票に対する記載を行う。	—	—
③ 登録された附票の職権修正や、住居表示変更等による地番の修正を行う。	—	—
④ 他市区町村から受けた住民基本台帳法第19条1項通知に対して、通知内容事項が戸籍の記載と合わない場合、その旨を他市区町村に通知する。	—	・移行対象データなし。
⑤ 他市区町村選挙管理委員会へ公職選挙法第30条通知を行う。	—	・移行対象データなし。
(5) 統計報告(一括処理)	×	—
① 法務局報告資料を一括に出力する。 (月次)受付帳、国籍法第11条対象者通知書、戸籍事件表(月計表)等 (年次)戸籍事件表(年計表)、附票統計年計表等	—	・移行対象データなし。
② 税務署報告資料を一括に出力する。 (月次)相続税法第58条通知書	—	・移行対象データなし。
③ 庁内で必要となる資料を出力する。また、保管されたデータの定期的処理を実施する。	—	・移行対象データなし。
④ 現住所が他市区町村に存在する戸籍者の情報通知の出力を行う。 (日次)転籍等戸籍異動対象者通知書 (随時)住民基本台帳法第9条2項通知書、19条3項通知書、送達確認書	—	・移行対象データなし。
(6) 人口動態	×	—
① 保健所に提出する調査票データの作成、修正及び削除を行う。	—	・移行対象データなし。
② 保健所への人口動態報告書、送付票、事件別調査票の出力を行う(紙、FD、LGWAN等)。	—	・移行対象データなし。
③ 届出による死胎埋火葬許可証の出力を行う。	—	・移行対象データなし。
(7) 改製原、平成改製原、除籍のイメージデータ管理	○	—
改製原、平成改製原、除籍でのイメージデータの管理を行う。	—	—